

私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行園）

保護者の皆様

幼児教育・保育の無償化に伴う認定手続きについて

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートします。

つきましては、無償化の対象となるための手続きについて、以下のとおりご案内しますので、書類の提出などご協力をお願いします。

1 幼児教育・保育の無償化の概要について

10 月から幼児教育・保育の無償化の概要については、次のとおりです。

(1) 保育料の無償化について

ご世帯の所得にかかわらず、幼稚園の保育料は月額 3 万 2,000 円（年額 38 万 4,000 円）を上限に無償化されます。満 3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでが対象になります。

※国立大学付属幼稚園の場合は、月額 8,700 円（年額 10 万 4,400 円）が上限になります。

※国立特別支援学校幼稚部の場合は、月額 400 円（年額 4,800 円）が上限になります。

(2) 幼稚園の預かり保育料等の無償化について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けたお子さんについては、幼稚園の利用に加えて幼稚園の預かり保育等の利用料が月額 1 万 1,300 円、日額 450 円を上限に無償化されます。3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでが対象になります。

保育の必要性の認定要件は、裏面の表で確認してください。

2 手続きについて

次の(1)か(2)のどちらかの手続きを行ってください。両方を行う必要はありません。

(1) 保育料の無償化のみ希望する場合

あなたのお子さんが通園している幼稚園から配付された「施設等利用給付認定申請書(1号認定用)」に所定の内容を記入し、新宿区学校運営課幼稚園係(〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1 区役所第一分庁舎)まで提出してください。

(2) 保育料に加え、幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する場合

(手続きは、希望の方のみ必要です。保護者の就労などにより、お子さんが「保育の必要性の認定」を受けることが要件になります。)

あなたのお子さんが通園している幼稚園から配付された「施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)」と「保育の必要性を確認できる書類(詳しくは裏面で確認ください。)」について所定の内容を記入し(就労(予定)証明書は、会社の担当者等が記入する。)、新宿区学校運営課幼稚園係(〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1 区役所第一分庁舎)まで提出してください。

なお、**「保育の必要性を確認できる書類」については父・母それぞれ必要になります。**

(ひとり親世帯の場合は除く。)

3 施設等利用給付認定書について

ご提出いただいた書類を、新宿区で審査し、認定となった場合「施設等利用給付認定通知書」を区から幼稚園を経由して送付します。送付時期は 10 月以降を予定しています。

これで幼児教育・保育の無償化の対象となるための手続きは完了です。

(裏面に続きます。)

保育を必要とする事由（保育の必要性）と認定期間

保育を必要とする事由は、認定申請時に提出された就労(予定)証明書や診断書（区様式）等により審査し、認定します。

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定期間
就労（月 48 時間以上の労働）	最長で就学前まで
妊娠または出産	出産月を中心に前後 2 か月
疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
求職活動（起業準備含む）	2 か月以内
通学または職業訓練※	原則：通学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※学校教育法に定める学校に通学、職業訓練施設に通所、就労に必要な技能習得のため専修学校等に通学している場合に限りです。

保育の必要性を確認できる書類

※父・母分それぞれ提出(ひとり親世帯の場合は一人分)

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。

保護者の状況	必要書類
①雇用されている場合 （親族経営の場合は②に該当）	「就労(予定)証明書」 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近 2 か月分の勤務(シフト)表の写しを添付 ◇同伴就労されている場合は「就労状況申告書」も提出
②在宅勤務・自営業(フリーを含む)や会社経営・親族経営の会社で勤務の場合	「就労(予定)証明書」、「就労状況申告書」、「資格を示すもの(履歴事項全部証明書、営業許可証、開業届等の写し)」、「仕事の内容、仕事量がわかるもの(パンフレットや受注表等の写し)」、「仕事の実績がわかるもの(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
③育児休業取得中の場合	「就労(予定)証明書」、「復職に関する申立書」 ◇原則、認定開始月の末日までの復職が条件です（やむを得ない場合は翌月 1 日まで）。 ◇育児短時間等を取得した場合（取得予定含む）は、「就労(予定)証明書」にその時間を記入
④ 求職活動中(起業準備を含む)の場合	就労内定 「就労(予定)証明書」 ◇仕事が内定している場合は「就労(予定)証明書」を提出。なお、就労を始めた場合は、原則としてひと月分以上の実績が分かる書類（給与明細の写し等）が必要になります。
	求職活動中 「求職・出産要件に関する申立書」、「求職活動の状況が分かる書類（ハローカードの写し等）」
⑤出産前後の場合	「求職・出産要件に関する申立書」、「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」 ※母が出産前後のケースでも、父の保育の必要性を確認できる書類は必要になります。
⑥病気や心身に障害がある場合	「診断書(保護者用)」、「障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」等 ◇保育を必要とする状況を証明するもの
⑦介護(付き添い)の場合	「診断書(介護用)」、「介護または付き添いに関する申立書」、「介護の必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇介護の理由が身体障害の場合は、「身体障害者手帳の写し」や「愛の手帳の写し」も提出
⑧就学の場合	「在学証明書」、「時間割表(カリキュラム表)」、「学校のパンフレット類」など

状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	「ひとり親世帯の状況申告書（支給認定・施設等利用給付認定申請用）」 ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
-----------	--

※ 保育の必要性を確認できる書類等は、新宿区ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（区役所第一分庁舎 4 階 2 番窓口）

電話 03-5273-3103（直通） FAX03-5273-3580